グループ交流等促進観光支援事業事業計画書

**１　基本事項**

**(1)　旅行業登録**

①　法人名（個人事業主の場合は氏名）※登記簿謄本（個人の場合は住民票）と一致させてください。

　②　種別（該当するものに☑してください。）

　　□　第１種　　　　□　第２種　　　　□　第３種　　　　□　地域限定

　③　登録番号

　　　国土交通大臣

　　　　　　　　　　　旅行業登録　第　　　　　　　　　　　　号

　　　東京都知事

④　主たる営業所の所在地（旅行業登録と一致させてください。）

　　（〒　　　　－　　　　　　　）

　　所在地

連絡先　　　　　　　（　　　　　　　　　）

**(2)　申請する経費**

補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

**２　 交通機関貸切経費**

**(1)　受注したツアー（補助対象は、都内発着かつ都内観光を含む手配旅行になります。☑し、①～③を記入してください。）**

* 補助金を申請する次のツアーは**都内発着かつ都内観光を含む手配旅行**です。
1. **日程**出発　　　　　月　　　　　日　　　　帰着　　　　　　月　　　　　日

（補助対象は、２泊３日を上限とします。）

**②　参加予定人数　　　　　　　　　人**（８人以上の団体旅行が補助対象です。添乗員は除きます。）

**③　発注者**団体（個人）名

　　　　　　　　　　　　※法人格のない団体の場合は、団体名及び申込人（個人）を併記

　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　※個人の場合は、区市町村までで可

　　　　　　　　　連絡先

※申請に必要であることを発注者にお伝えください。

※本補助金に関すること以外で、連絡先を活用することはありません。

種別（該当するものに☑し、「その他」の場合は具体的に記入してください。）

　□　教育旅行（修学旅行、移動教室等）

　　　　　　　　　　　□　教育旅行以外の学校利用

　　　　　　　　　　　□　任意団体等（営利企業除く。町会、慈善活動等）

　　　　　　　　　　　□　営利企業（観光目的に限る。社員旅行等）

　　　　　　　　　　　□　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**④　他の補助事業との併用（該当するものに☑し、その他の場合は補助事業を記入してください。）**

* なし
* 全国旅行支援
* その他　（補助事業名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**(2)　交通機関貸切経費**

　　（以下表は、利用区間ごとに作成すること）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①種別（該当に☑） | □　貸切バス | □　鉄道・軌道 | □　水上交通 | □　観光タクシー |
| ②利用区間 | 　　　　　　　　　　　　　　から　　　　　　　　　　　　　　　まで　　※行程表の場所を記入してください。 |
| ③台数（乗車人数が定員の半分以下となる場合が対象） | 　　　　　　　台　　　内訳　乗車定員　　　人（乗車人数　　　人）× 台数　　　台　　　　　　乗車定員　　　人（乗車人数　　　人）× 台数　　　台　　　　　　乗車定員　　　人（乗車人数　　　人）× 台数　　　台 |
| ④総事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　円（税込） |
| ⑤補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　円（税抜） |
| ⑥補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　円（⑤に補助率を掛けた金額又は補助上限額のいずれか低い額（補助率、補助上限額は欄外参照） |
| ⑦貸切バスのみ | 記載内容を確認し、☑してください□　借り受けるすべての貸切バスは、国土交通省の定める貸切バスの適正な料金の範囲です。また、営業区域に違反のないことを確認しています。適正な料金：下限料金以上、上限料金以下の料金（有料道路、駐車場代等除く。）営業区域：バス事業の認可に当たり、国から許可を得た営業区域※　必ずバス事業者に適切な価格となっているか確認してください。補助金の確定時には、実際の走行距離及び走行時間等から、適切な価格の範囲となっているか確認します。もし、違反が見つかった場合、貸切バスの借上げ費用以外を含めた補助金の全部又は一部が不交付となることがあります。※　旅行終了後の精算で追加の費用が発生しても、補助金は交付決定金額が上限となります。 |

　　補助率：第２種、第３種、地域限定旅行業　２／３（２台目以降３／４）

第１種旅行業　　　　　　　　　 １／２（２台目以降２／３）

　　 補助上限額：貸切バス　１日１台１２万円、鉄道・軌道　１回２２万円、

　　　　　　　　 水上交通　１回２４万円、観光タクシー　１日１台４万円

 ※単価が異なる場合は、高価なものを1台目とし、順に適用する。